

医師の不在期間の前後合算について

一般社団法人 日本糖尿病療養指導士認定機構

日本糖尿病療養指導士認定試験の受験資格では、勤務期間（糖尿病療養指導業務従事期間）は「継続」が要件であり、中断がある場合は中断の前後を合算できませんが、「受験者を指導する医師の不在期間」（6ヵ月以内に限る）については、例外的に中断前後の期間の合算が認められます。

「医師の不在期間」とは、以下の期間です。

受験者は糖尿病患者の療養指導業務に従事しているが…

- ・ 受験者を指導する常勤の医師が日本糖尿病学会の会員でない期間
- ・ 受験者を指導する非常勤の医師が日本糖尿病学会専門医でない期間
- ・ 受験者を指導する日本糖尿病学会学会員医師が不在（異動、退職等）となり、後任の日本糖尿病学会学会員医師が着任するまでの期間

※本文書の事例は今年度認定試験に限り有効とします。来年度以降は受験資格の運用が変更になる場合があります。

例1 医師Aと医師Bの指導を受けた期間の合算をしなくても受験資格を満たす場合

（医師A・Bがともに日本糖尿病学会会員の常勤医師の場合）

医師Aの指導を受けた期間	医師の不在期間	医師Bの指導を受けた期間
業務従事期間 (継続2年以上 & 10例以上)	(受験者自身が業務に従事していても) 業務従事期間に算入不可	業務従事期間 (継続2年以上 & 10例以上)

↑ 合算せず、医師A・Bどちらか一方の指導を受けた期間のみ ↓

※医師Aの指導を受けた期間のみ、医師Bの指導を受けた期間のみで受験資格（継続2年以上かつ10例以上）を満たす場合は、医師A、医師Bのどちらか一方の指導を受けた期間のみで「糖尿病療養指導業務に従事した期間」「糖尿病療養指導をおこなった時間」を計算してください。
※いずれかの期間のみで受験資格（継続2年以上かつ10例以上）を満たす必要があります。

例2 医師Aの退任後、医師Bの着任までの期間があいている場合

（医師A・Bがともに日本糖尿病学会会員の常勤医師の場合）

医師Aの指導を受けた期間	医師の不在期間	医師Bの指導を受けた期間
業務従事期間 (継続2年未満 or 10例未満)	(医師A退任、医師B未着任) (受験者自身が業務に従事していても) 業務従事期間に算入不可	業務従事期間 (継続2年未満 or 10例未満)

6ヵ月以内なら合算できる
6ヵ月超なら合算できない

※医師Aの退任後、後任の医師Bの着任までの期間が6ヵ月以内の場合は、医師Aと医師Bの指導を受けた期間を合算できます。6ヵ月を超える場合は、医師Aと医師Bの指導を受けた期間を合算できません。

※合算できない場合は、中断前後どちらか一方の期間のみで受験資格（継続2年以上かつ10例以上）を満たす必要があります。

（次ページへ続く）

例3 医師の業務形態や学会員歴に変更がある場合

(学会未入会⇒学会に入会⇒専門医認定 / 常勤⇔非常勤)

医師Aの指導を受けた期間		医師Bの指導を受けた期間	
学会員・常勤 または 専門医・常勤 or 非常勤	学会員 (非専門医) かつ 非常勤	学会員 (非専門医) かつ 非常勤	学会員・常勤 または 専門医・常勤 or 非常勤
業務従事期間	(受験者自身が医師Aの指導を受けていても) 業務従事期間に算入不可	(受験者自身が医師Bの指導を受けていても) 業務従事期間に算入不可	業務従事期間

6ヵ月以内なら合算できる
6ヵ月超なら合算できない

※医師Aが「常勤 (学会員)」または「専門医で (常勤・非常勤)」の期間と後任の医師Bが「常勤 (学会員)」または「専門医で (常勤・非常勤)」の期間の間が6ヵ月以内の場合は、医師Aと医師Bの指導を受けた期間を合算できます。6ヵ月を超える場合は、医師Aと医師Bの指導を受けた期間を合算できません。

※合算できない場合は、中断前後どちらか一方の期間のみで受験資格 (継続2年以上かつ10例以上) を満たす必要があります。

例4 医師の中断前後に受験者自身の休職による業務中断期間*がある場合

★受験者自身の休職による業務中断は指定理由・指定期間内に限る。

医師Aの指導を受けた期間	医師不在 B 受験者業務従事	受験者休職	医師不在 C 受験者業務従事	医師Dの指導を受けた期間
業務従事期間	(受験者自身が業務に従事していても) 業務従事期間に算入不可 Cとの計6ヵ月以内	業務従事期間に算入不可 指定期間内*	(受験者自身が業務に従事していても) 業務従事期間に算入不可 Bとの計6ヵ月以内	業務従事期間

合算できる

※医師の中断中に受験者自身の休職による業務中断期間がある場合、それぞれの理由による中断期間が指定期間内であれば、その前後を合算できます。

★受験者自身の休職における「指定理由・指定期間」とは、以下の理由・期間です。

- ・ 産前・産後休暇：産前8週(多胎は14週)、産後8週まで。
- ・ 育児休業：原則として子が1歳に達するまで。例外的に子が2歳まで。
- ・ 病気休職、介護休職：各6ヵ月まで。

詳細は事例解説②③をご覧ください。

以上